

○津別町町有林オフセット・クレジット(J-VER)販売要領

(平成26年6月10日告示第59号)

(趣旨)

第1条 この要領は、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等(以下「事業者等」という。)に対し、津別町が町有林で取得したオフセット・クレジット(以下「津別町J-VER」という。)を販売することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフセット・クレジット(J-VER)制度 カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット(J-VER)として認証・発行する制度をいう。
- (2) オフセット・クレジット(J-VER)登録簿 オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づき発行されるオフセット・クレジット(J-VER)を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 保有口座 オフセット・クレジット(J-VER)登録簿において、オフセット・クレジット(J-VER)を取得しようとする者の申請に基づき開設される、オフセット・クレジット(J-VER)を保有するための口座をいう。
- (4) 移転手続 オフセット・クレジット(J-VER)登録簿において、自らの口座に記載されたオフセット・クレジット(J-VER)を他者の口座に移転するための手続をいう。
- (5) 無効化 オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。
- (6) 気候変動対策認証センター 環境省からオフセット・クレジット(J-VER)制度の事務局の指定を受けた団体をいう。

(売払いの周知)

第3条 津別町J-VERの売払いに係る周知は、町ホームページ等により行うものとする。

- 2 津別町J-VERの販売は、津別町が保有する数量の範囲内で行うものとし、前項の周知の際に販売できる数量を公表するものとする。
- 3 最低販売量は1トン(t-CO₂)とし、販売単位は1トン(t-CO₂)とする。
- 4 販売単価は、町長が別に定めるものとし、町ホームページ等により公表する。

(購入の申請)

第4条 津別町J-VERの購入を希望する事業者等(以下「購入希望者」という。)は、申請書類(別記様式第1号から別記様式第3号まで)を持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法により、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項による申請があった場合において、町長が必要と認めるときは、購入希望者に対し、申請に関する資料の提出を求めることができる。

(購入決定者の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査のうえ、購入決定者を決定し、別記様式第4号により通知する。ただし、次に掲げる事業者等には、販売しない。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

(契約書の作成)

第6条 町長は、前条の規定により購入決定者を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるクレジットの移転等に関する契約書を当該購入決定者と取り交わすこととする。ただし、購入決定者が指定する法人が無効化する場合で、その指定する法人と町が別に契約書を締結している場合はこの限りではない。

- (1) 購入決定者が無効化する場合 別記様式第5号
- (2) 購入決定者が指定する法人が無効化する場合 別記様式第6号
- (3) 町が無効化する場合 別記様式第7号

(売買代金の納付)

第7条 購入決定者は、津別町J-VERの売買代金を、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(津別町J-VERの移転)

第8条 町長は、購入決定者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット(J-VER)登録簿の操作により町の保有口座から購入決定者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジット(J-VER)の移転を行うものとする。

2 購入決定者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、町がオフセット・クレジット(J-VER)登録簿上のクレジットについて無効化を行い、気候変動対策認証センターに対して無効化証明書の発行を依頼する。

(証明書の発行)

第9条 町長は、購入者に対し、津別町J-VERを購入した証とするため、販売した津別町J-VERの無効化終了後オフセット量を記載した証明書(別記様式第8号)を発行する。

(感謝状の贈呈)

第10条 町長は、前条の証明書に替えて感謝状(別記様式第9号)を贈呈することができる。

(販売の委任)

第11条 町長は、町とオフセット・クレジットの販売について基本協定を結んだ企業又は団体(以下「プロバイダー」という。)に販売の委任をすることができる。この場合において、プロバイダーは、第4条から第9条までの規定にかかわらず、販売の手続きを行うことができる。

(普及啓発活動)

第12条 町長は、津別町J-VERの普及と販売促進を目的として、要望に応じて購入

者に対し、津別町の町有林において植樹及び育樹等の体験(以下「森林づくり体験」という。)を提供することができる。

2 町長は、森林づくり体験の情報をホームページ等に公表することができる。
(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

津別町町有林オフセット・クレジット(J-VER)購入申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

津別町町有林オフセット・クレジット(J-VER)購入申請書

[別紙参照]

別記様式第3号(第4条関係)

事業者(団体)の概要

[別紙参照]

別記様式第4号(第5条関係)

津別町町有林オフセット・クレジット(J-VER)販売決定(不決定)通知書

[別紙参照]

別記様式第5号(第6条関係)

オフセット・クレジット(J-VER)売買契約書

[別紙参照]

別記様式第6号(第6条関係)

オフセット・クレジット(J-VER)売買契約書

[別紙参照]

別記様式第7号(第6条関係)

オフセット・クレジット(J-VER)売買契約書

[別紙参照]

別記様式第8号(第9条関係)

証明書

[別紙参照]

別記様式第9号(第10条関係)

感謝状

[別紙参照]